

スタート！／

氏名の振り仮名届出フローチャート

本籍地の市区町村から「戸籍に記載される振り仮名の通知書」（以下「通知書」）が手元に届いたらご確認ください。

1

通知書に記載している氏名の振り仮名と「日常使用している読みかた」が同じである。

はい

特に必要な手続きはありません。（届出不要）

令和8年5月26日以降、戸籍に振り仮名が順次記載されます。

※ ただし、振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを早期に取得したい場合は、届出ができます。

2

マイナンバーカードを所有している。（「署名用電子証明書」の機能がっているもの）

はい

氏名の振り仮名の届出が必要です。

スマートフォンなどを用いて、マイナポータルからオンラインで届出できますので、お住まいの市区町村の窓口に来ていただく必要はありません。

※ 届出の方法などについては、通知書を確認してください。

3

「氏」（名字）の振り仮名が異なる。

はい

いいえ

4

「名」（名前）の振り仮名が異なる。

はい

名の振り仮名の届出が必要です。

原則として本人がお住まいの市区町村の窓口で届出してください。

※ 18歳未満の方については、その方の親権者が本人の代わりに届出することができます。（親権者の片方のみで手続可能）

3-1

私は戸籍の筆頭者である。
※ 誰が筆頭者であるかは通知書に記載しています。

はい

氏の振り仮名届出が必要です。

原則として本人がお住まいの市区町村の窓口で届出してください。

※ 届出する振り仮名などについて、同じ戸籍にいる方（在籍者）と十分に相談をしてください。

※ 「名」（名前）の振り仮名も異なる場合は、4へ。

3-2

戸籍の筆頭者が除籍となっており、私はその配偶者（夫または妻）である。
※ 亡くなった方は除籍となります。

はい

届出ができる方（届出人）でないため、氏の振り仮名の届出をすることはできません。

今一度、通知書に記載している、「氏の振り仮名の届出が可能な方」を確認してください。

※ 18歳未満の方について、その方の親権者が本人の代わりに届出する場合を除く。

※ 「名」（名前）の振り仮名も異なる場合は、4へ。

3-3

戸籍の筆頭者及びその配偶者（父及び母。養父・養母を含む）が除籍になっており、私は同じ戸籍に在籍している子（養子・養女を含む）である。

はい

いいえ

ご注意ください！／

- ・ 氏名の振り仮名は、令和7年5月26日から令和8年5月25日の間に届出できます。
- ・ 上記の期間に届出がなかった場合は、令和8年5月26日以降に、通知書に記載されている氏名の振り仮名が戸籍に順次記載されます。
- ・ 一度、氏名の振り仮名の届出をした方が、再度氏名の振り仮名を変更しようとする場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。
- ・ ご不明な点は、「通知書の発送元（本籍地）の市区町村」または「法務省のコールセンター（☎0570-05-0310）」にお問い合わせください。